

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月17日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第13号

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

（10） 一般社団法人新潟県解体工事業協会

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。